

# 一般社団法人 日本創傷外科学会 定款施行細則

平成 20 年 7 月 10 日	制定
平成 22 年 7 月 29 日	改定
平成 25 年 7 月 10 日	改定
平成 26 年 7 月 23 日	改定
平成 30 年 7 月 5 日	改定

## 第 1 章 評議員の選出

第 1 条 評議員になるための審査を希望するもの（以下評議員候補者）は、申請時に以下の資格を具備していなければならない。

- (1) 引続き 5 年以上本学会に在籍する 68 歳未満の正会員であること。
  - (2) 医師免許取得後 10 年以上であること。
  - (3) 創傷外科に関する十分な業績のあること。ただし、新規申請者については、最近 5 年間の業績を必要とする。
  - (4) 原則として同一施設同一診療科において 2 名を超えないこと。
  - (5) 正当な理由なく連続 3 年間社員総会を欠席したものは、次期の審査を受ける資格を喪失する。なお、委任状による出席は認めない。
2. 前各項の条件を備えない場合であっても、理事長が特に認めて推薦する場合は評議員に申請できるものとする。
  3. 評議員候補者は、評議員候補者審査申請書、評議員による推薦状、業績録および別刷（または複写）を評議員選考委員長（事務局あて）に提出しなければならない。ただし再任申請者については、推薦状、業績録および別刷の提出は不要とする。
  4. 平成 25 年度までに選任される評議員は定款施行細則第 1 条 1 項、2 項で求められる資格および書類の提出は必要としない。
  5. 評議員候補者は、理事会、社員総会の承認を経て、その氏名が会員に公示される。その後に行われる会員総会において出席者の過半数の賛成により評議員として選出される。

## 第 2 章 役員の選任

第 2 条 役員の選任は、理事会において協議され社員総会において選任される。

2. 理事長は必要に応じて顧問を任命することができる。顧問は、理事長の求めに応じて理事会に出席に意見を述べるができるが、議決権は有していない。

## 第 3 章 名誉会員・特別会員の推薦

第 3 条 定款第 9 条でいう「名誉会員」とは、本法人に対して特別功労のあった者で、理事長・会長職の経験者、本法人設立時の役員経験者などが該当する。

2. 定款第 9 条でいう「特別会員」とは、相当期間社員を務め、本法人に対して顕著な功績があった者などが該当する。
3. 「名誉会員」、「特別会員」は、理事会がこれを推薦し、社員総会において承認された者とする。その後、本人の承諾を得た上で理事長の名において名誉会員、特別会員の

称号を次の会員総会で贈呈する.

#### 第4章 会計

第4条 本法人の資産は、次のとおりとする.

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 資産から生じる果実
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

第5条 本法人の事業を遂行するために必要な経費は、前条の資産をもって支弁する.

第6条 本法人の入会金、会費は次のとおりとする.

入会金

正会員 5,000 円

会費

- (1) 正会員 年額 10,000 円
  - (2) 賛助会員 年額 100,000 円 (1口)
2. 名誉会員、特別会員は、会費の納入を免除する.
3. 留学等の理由で会費を納入できない場合は、理事会の承認を得て、事前に納入するか、事後にその間の会費を納入することができる。ただし、その期間の会費の納入がなされない場合は、会員歴からその期間の年数を差し引くものとする。また、会費が納入されていない専門医はその広告を行えない。

#### 第5章 施行細則の改正

第7条 本施行細則の改正は、理事会および社員総会の議決による。

#### 第6章 附則

第8条 平成20年度の理事ならびに監事の選出は第3条の規定にかかわらずこの限りではないとする。